

鹿児島市重度身体障害者福祉電話貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に居住する重度身体障害者に対して予算の範囲内で重度身体障害者福祉電話（以下「福祉電話」という。）を貸与することにより、重度身体障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図るとともに、電話による安否の確認を行い、各種の相談に応ずるなどのサービスを提供し、もって重度身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 前条に規定する福祉電話貸与の対象者は、難聴者又は外出困難な重度身体障害者（原則として身体障害者福祉法施行細則による障害の級別が2級以上の者）で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として福祉電話の貸与を受ける必要があると認められるものであって、次の各号に該当する世帯に属するものとする。

- (1) 身体障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
- (2) 現に電話が設置されていない世帯
- (3) 市町村民税の非課税世帯

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた重度身体障害者には、福祉電話を貸与することができる。

(貸与申請)

第3条 福祉電話の貸与を受けようとする者は、重度身体障害者福祉電話貸与申請書（様式第1）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(決定通知等)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請者の実態を速やかに調査のうえ、貸与の可否を決定し、重度身体障害者福祉電話貸与決定通知書（様式第2）又は重度身体障害者福祉電話貸与却下通知書（様式第3）により、その旨申請者に通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 前条の規定により貸与の通知を受けた者は、本市と重度身体障害者福祉電話使用貸借契約書（様式第4）により契約を締結しなければならない。

(費用の負担)

第6条 福祉電話の設置に要する費用は、本市の負担とする。

- 2 福祉電話の貸与は、無償とする。
- 3 福祉電話の回線使用料、配線使用料及び機器使用料は、本市の負担とし、通話料金、移転料、修繕料その他使用に伴って生じる費用は、貸与を受けた者又はこれを扶養する者（以下「借受人」という。）の負担とする。

(貸与期間)

第7条 福祉電話の貸与期間は、第5条の契約締結日から市長が必要と認める期間とする。

(管理義務等)

第8条 借受人は、貸与された福祉電話を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとし、これを第三者に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 借受人は、貸与された福祉電話を貸与の目的に反して使用してはならない。

3 借受人は、福祉電話の設置場所を移動しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。

(報告義務)

第9条 借受人は、貸与された福祉電話をき損し、又は滅失した場合には、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(損害の賠償)

第10条 前条の場合における福祉電話のき損又は滅失が借受人の故意又は過失によって生じたものであると認められるときは、借受人は市長が請求する損害金を賠償しなければならない。

(返還の申出)

第11条 借受人は、福祉電話を必要としなくなったときは、速やかに市長にその返還を申し出なければならない。

(解約)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、第5条の契約を解約し、重度身体障害者福祉電話使用貸借契約解約通知書(様式第5)により借受人に通知するものとする。

- (1) 借受人の住居に福祉電話以外の電話が設置されたとき。
- (2) 借受人が本市以外に転出したとき。
- (3) 借受人が長期間入院し、又は障害者支援施設に入所したとき。
- (4) 借受人が電話料金を2か月以上滞納したとき。
- (5) 借受人がこの要綱に違反したとき。
- (6) その他市長が、福祉電話を貸与する必要があると認めるとき。

(返還)

第13条 借受人は、第7条の貸与期間が満了した場合又は前条の規定により契約を解除された場合は、速やかに福祉電話を市長に返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和57年6月17日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行し、改正後の鹿児島市重度身体障害者福祉電話貸与要綱の規定は平成5年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成9年5月1日から施行し、平成9年4月分の福祉電話の回線使用料、配線使用料及び機器使用料（以下「基本料金」という。）から適用する。

(経過措置)

2 平成9年3月分までの基本料金に係る補助金の交付手続等については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鹿児島市重度身体障害者福祉電話貸与要綱の規定により福祉電話の貸与を受けている者は、改正後の鹿児島市重度身体障害者福祉電話貸与要綱の規定により福祉電話の貸与を受けた者とみなす。